

特集

部落差別は、明治以後なぜ残ってきたのでしょうか(2)

「解放令」が出された背景

明治四年に出された「解放令」は、差別されてきた被差別部落の人たちの法制的な身分をなくしたのですから、大きな意義はありました。しかし、明治新政府が本当に人権の大切さを認めて出されたのではありませんでした。

一片の布告によって「たるべき」といっても具体的な施策がなかったので、部落問題は解決しませんでした。「解放令」が一枚の紙切れと言われるのは、このことを指しています。されば、なぜ「解放令」を出したのでしょうか。

江戸幕府の政策は、世の中の変化に対応できなくなり、

明治維新を迎えたが、明治新政府は方針の一つに「身分制度をなくして日本を近代化する」ということを柱にしました。これは日本が近代国家として諸外国と肩を並べるために、どうしても必要なことだったからです。

この方針を具体化するため、翌明治二年三月、政府が諸藩の代表の意見を聞くために設けた「公議所」に賤民身分を廃止し部落を解放すべきであるという意見が多く出されました。

提案の中には、身分を解放して北海道の開発のため移住させるというものや、軽減していた租税を平民並みにして増収を図る。また、部落のある所は道路の里数から除いて

いる不合理などが議論されています。中でも加藤弘之は、天賦人権論を背景に、「同じ人間を人外に取り扱つのは天理にそむき、対外的にも國の恥である」と訴えましたが、

中には、本当に部落の人たちの解放を考えての意見とは思われないものもありました。

一方、高知県出身の大江卓は、次のような「建白書」を二度にわたり政府に提出しました。

畜・製酪・製靴等の技術を習得させること

○壮健な若者を消防夫・ボリ

○スマン・警戒兵等に採用すること

○特に貧しい者には、一定の土地を与えること

大江卓の建白書は、單なる解放令の布告だけでは、身分の解放と職業経済的な裏付け

出せる大きな力となつたことも見逃すことはできません。

このような、部落解放への世論や建白とは別に、部落の人々の闘い「波染一揆」に要求する闘いも、解放令を

が解放令布告の直接の契機となりました。



前浜地区での同和教育推進講座